

あなたのブロック塀は安全ですか？

ブロック塀等の撤去・築造工事の助成制度を利用しましょう

このブロック塀等の撤去・築造工事の助成制度は地震等により倒壊するおそれのあるブロック塀等の倒壊による事故を未然に防止し、通行人の安全を確保することを目的としています。



助成対象となるブロック塀とは、町内の道路に面したブロック塀等(コンクリート製の塀、ブロック塀、石積塀、万年塀その他これらに類する塀及び門柱)で、道路からの高さがおおむね 80cm を超え、地震等により倒壊する恐れのあるものとなります。

助成対象となる工事は、ブロック塀等について、町内業者が【撤去する工事】及び【撤去する工事の後に安全な塀等を築造する工事】といたします。

撤去工事の助成金の額は、助成対象経費に $\frac{2}{3}$ を乗じて得た額、又は撤去するブロック塀等の面積 1 m^2 につき 15,000 円を乗じて得た額のいずれか少ない額とし 20 万円を限度とする額です。

築造工事の助成金の額は、助成対象経費に $\frac{2}{3}$ を乗じて得た額、又は築造するブロック塀等の面積 1 m^2 につき、30,000 円を乗じて得た額のいずれか少ない額とし 40 万円を限度とする額です。

詳しくは、三芳町都市計画課開発建築担当へお問い合わせください。

お問い合わせ
三芳町都市計画課 開発建築担当
電話 049-258-0019 内線 236・237
Mail toshikei@town.saitama-miyoshi.lg.jp